



資料編



資料編

石垣市健康いしがき 21 プラン策定委員会設置要綱

令和 6 年 7 月 11 日

告示第 223 号

(設置)

第 1 条 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく食育推進計画及び母子保健計画策定指針(平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく「母子保健計画」を一体的にした計画(以下「健康いしがき 21 プラン」という。)を策定するため、石垣市健康いしがき 21 プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康いしがき 21 プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 健康いしがき 21 プランに関する施策の推進及び評価に関すること。
- (3) その他健康いしがき 21 プランに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者又は職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 委嘱を受けた委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民保健部長をもって充て、副委員長は健康福祉センター所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年石垣市条例第 70 号)別表に掲げる法又は条例による審議会等の委員に委嘱された者に準じて支払うものとする。

(委員以外の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市民保健部健康福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

石垣市健康いしがき 21 プラン策定委員会

※敬称略

	構 成	所 属	役 職	氏 名
1	委員長	市民保健部	部 長	大 城 智 一 朗
2	副委員長	健康福祉センター	所 長	東 良 次
3	保健医療関係	八重山保健所	所 長	比 嘉 千 賀 子
4		八重山地区医師会	理 事	坂 元 秀 行
5	行政機関 (教育関係)	教育委員会学校教育課	課 長	上 原 太 郎
6		教育委員会いきいき学び課	課 長	羽 地 学
7		教育委員会学校給食センター	所 長	新 盛 克 典
8	行政関係 (福祉関係)	介護長寿課	課 長	崎 山 佐 和 子
9		子育て支援課	課 長	前 盛 良 太
10		こども家庭課	課 長	黒 木 さ よ 子
11	関係団体	石垣市母子保健推進協議会	会 長	大 道 夏 代
12		石垣市食生活改善推進員協議会	会 長	宮 良 美 恵 子
13		沖縄県栄養士会八重山部会	会 長	福 原 朋 美

健康いしがき 21プラン

(令和 7 年度～令和 18 年度)

令和 7 年 3 月

石垣市 市民保健部 健康福祉センター 地域保健係

〒907-0004 沖縄県石垣市登野城 1357-1

TEL : 0980-88-0088 FAX : 0980-88-0087



健幸
いしがき

